

令和8年

第2回臨時会

会 議 録

(第1号)

令和8年4月27日

令和8年第2回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎期日及び場所

令和8年4月27日(月) 10時00分 江差町役場 議場

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[町 長 行政報告]

[教育長 行政報告]

日程第3 承認第1号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第4 承認第2号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第24号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第5 承認第3号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第4号 令和8年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第1号 令和8年度江差町一般会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第2号 委託契約の締結について

日程第9 議案第3号 工事請負契約の締結について

◎会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[町 長 行政報告]

[教育長 行政報告]

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第3 | 承認第1号 | 令和7年度江差町一般会計補正予算（第23号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 承認第2号 | 令和7年度江差町一般会計補正予算（第24号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第3号 | 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第4号 | 令和8年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第1号 | 令和8年度江差町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第8 | 議案第2号 | 委託契約の締結について |
| 日程第9 | 議案第3号 | 工事請負契約の締結について |

◎出席議員（12名）

議	長	萩原徹
副	長	塚本眞
議	員	打越東亜夫
	〃	飯田隆一
	〃	小野寺眞
	〃	室井正行
	〃	小梅洋子
	〃	西海谷望
	〃	出崎太郎
	〃	大門和幸
	〃	増永一彦
	〃	田畑豊利

◎出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	出崎 雄司
教育	長	岸田 礼治
総務課	長	岸田 雄治
総務課	参事	兵庫 谷友美
総務課	参事	伊藤 公
まちづくり推進課	長	布施 順司
財政課	長	長尾 恵一
税務課	長	竹内 強
町民福祉課	長	国仙 敏孝
健康推進課	長	中澤 貴徳
産業振興課	長	畑 竜哉
追分観光課	長	宮津 宗介
建設水道課	長	久保田 栄徳
高齢あんしん課	長	畑 明日香
出納室	長	若狭 巧
学校教育課	長	秋山 悦子
社会教育課	長	安田 克臣
総務課	主幹	森 直彦
まちづくり推進課	主幹	梅村 理史

(議会事務局)

局	長	梅川 年代
書	記	木下 和樹

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和8年第2回江差町議会臨時会を開催致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録指名（正：署名）議員を指名致します。

会議録署、署名議員は、会議規則第129条の規定により、2番、大門議員、4番、出崎議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

この度、移転新築した江差町地方卸売市場施設への物損事故についてご報告申し上げます。令和8年4月23日、午後2時45分頃、檜山卸協同組合職員が、町内中歌町198番地6に移転新築した江差町地方卸売市場施設内の冷蔵庫に商品を搬入するため、当該職員が運転する檜山卸協同組合所有の車両を市場施設へ近づける際に、市場施設のシャッターに車両を衝突させ、シャッターを損傷する事故が発生致しました。

事故当日は、事故を起こした当該職員ではなく、檜山卸協同組合事務局長を通じて、口頭での報告のみであったことから、町と致しましては、事故の詳細を確認するため、翌24日に檜山卸協同組合に対し事故報告書の提出を求め、同日付で事故報告書の提出がなされたものです。

今後は施設の所有者である町として、檜山卸協同組合に対し、損害賠償に係る協議を進めて行く事となりますが、普通地方公共団体がその当事者である和解は、地方自治法第96条第1項、第12条、12号の規定により、議会の議決案件となりますことから、まずは事故発生の実事につきまして行政報告するものでございます。

続きまして、寄附採納についてご報告申し上げます。

令和8年3月11日、江差町字豊川町168番地1、株式会社前田組 代表取締役前田、前田憲男様より、運動公園を利用する町民の休憩場所に利用して頂きたいと、東屋1棟と木製椅子4基のご寄贈がありました。

ご寄贈頂きました東屋につきましては、運動公園駐車場緑地帯に設置をして頂き、町民の皆様の憩いの場として多くの方にご利用頂いております。

次に、令和8年3月19日、東京都中央区日本橋人形町3丁目9番1号、株式会社読売IS 代表取締役 小山田憲司様より、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税としてご寄附がございました。(仮称)道の駅「かもめ島」整備事業に活用させていただきます。なお、企業様のご意向により寄附額の公表を控えさせていただきます。

次に、令和8年3月23日、江差町字中歌町199番地5、江差ライオンズクラブ会長 中村英樹様より、地域における青少年育成事業の一環として、町内小学校の令和8年度新入学児童に対し、学用品30セット、約3万3千円相当のご寄贈がありました。

ご寄贈頂きました学用品は、入学式当日に、各小学校の新入学児童に配布させていただきます。

え一次に、令和8年3月23日、江差町字茂尻町89番地3、第一生命保険株式会社 札幌総合支社 江差営業オフィス機関長 前田和美様より、感染予防に向けた地域支援活動の一環として、町内小学校の令和8年度新入学児童に対し、タオルチーフ

26枚、約6,500円相当のご寄贈がありました。

ご寄贈頂き、頂いた夕、夕オルチーフは、入学式当日に各小学校の新入学児童に配布させて頂きました。

次に、令和8年3月31日、江差町字姥神町26番地1、江差グリーンエネルギー株式会社 代表取締役 今村久代様より、現金300万円のご寄附がございました。同社は令和5年2月6日より、元山地区において江差風力発電所の営業運転を開始し、地域の風資源を利用して江差風力発電所を運営しており、発電で得た収益の一部を江差町の地域振興や教育の分野で役立てて頂きたいとの申し出があったものでございます。

同社によるご寄附は4回目で、合わせて1,200万円となりました。頂いたご厚志につきましては、江差町かもめ島交流拠点作り基金に積み立て、(仮称)道の駅「かもめ島」整備事業など地域振興に活用させて頂くこととし、令和8年3月31日付で補正予算の専決処分をさせて頂いたところでございます。

えっ次に、令和8年3月31日、函館市西桔梗町854番地1、株式会社光栄コンサルタント 代表取締役 西村智晴様より、商工業経営基盤安定化対策事業推進のための企業版ふるさと納税としてご寄贈、ご寄附がございました。

充当事業につきましては、商工業経営基盤安定化対策事業に活用させて頂きます。なお、企業様のご意向により寄附額の公表を控えさせて頂きます。

えっ次に、令和8年3月31日、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税としてのご寄附がございました。

(仮称)道の駅「かもめ島」整備事業に活用させて頂きます。なお、企業様のご意向により企業名、所在地及び寄附額の公表を控えさせて頂きます。

次に、令和8年4月6日、江差町字砂川11番地3、株式会社北辰運輸 代表取締役 矢原康幸(正:幸康)様より、子供たちのスポーツ振興の充実に役立てて頂きたいと、現金100万円のご寄付を頂きました。

同社によるご寄付は、令和2年度より6回目で、合わせて700万円となりました。ご寄附頂いた100万円につきましては、スポーツ少年団への支援を、スポーツ少年団への支援に活用させて頂くため、え一本臨時会において補正予算として提案しております。

次に、令和8年4月22日、江差町字愛宕町18番地、北清えさし株式会社 代表取締役 湯藤学様より、クリーンアップ作戦及び町内清掃活動等、環境保全活動のために現金10万円のご寄附がございました。頂いたご寄付は、4月19日に開催しましたクリーンアップ作戦を始め、不法投棄対策法や海岸の清掃活動など、町内の美化、あー環境美化活動に活用させて頂きます。

以上、ご寄附がございましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「教育長」

議長。

(議長)

教育長。

「教育長」(行政報告)

学校職員の懲戒処分について、行政報告致します。

令和8年2月20日の第1回江差町議会臨時会において行政報告致しました、学校職員の逮捕についてに関わって、江差町教育委員会から北海道教育委員会に対し、当該学校職員等に係る厳正な処分内申を行っておりましたが、令和8年3月26日、当該学校職員に対し懲戒免職、当該校校長に対し減給1か月10分の1の処分が北海道教育委員会より下されました。

江差町教育委員会では、再び不祥事を起こす、起こさせないよう、毎月開催する校長会議において、教職員の服務規律徹底の指示や、不祥事件、防止研修会の開催など、引き続き対策を講じ、皆様からの信頼回復に努めて参ります。

以上、教育委員会の行政報告と致します。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分の承認を

求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めらるるものでございます。

認知症高齢者グループホーム等の防災改修等事業に係る経費の補正及び繰越明許費の設定につきまして、令和8年3月11日付をもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

それでは、承認第1号について、補足説明させていただきます。議案書3ページの補正予算構成表をご覧ください。認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業です。

本事業は、高齢者施設等の防災、減災対策を推進し、利用者の安全、安心を確保するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づき、施設及び設備等の整備事業を国が支援するもので、具体的には字田沢町の有限会社グループホームなごみが運営する同住所のグループホームなごみの屋根改修工事に対する国の交付金を、町が補助事業者となって交付するものです。交付率は10分の10です。

本年3月10日付で、本交付金に係る国からの内示を、翌11日夕方に受領したところですが、令和7年度内の事業完了が見込まれないことに加え、防災、減災対策といった観点において、早期に事業着手、着手する必要性がありましたことから、予算措置とともに繰越明許費の設定を3月11日付けで専決処分したものでございます。

議案書7ページの第2表、繰越明許費補正を併せてご覧ください。ご確認下さい。補正額は693万円、財源の国庫支出金は、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金です。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願いを致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第4、承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第24号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第24号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙の

通り専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

令和8年3月31日付、指定寄附金及び企業版ふるさと納税の受け入れに伴い、基金積立及び財源更正したこと、並びに第51回衆議院議員総選挙等に係る経費につきまして、令和8年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますのでご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは承認第2号について補足説明させていただきます。議案書17ページの補正予算補正表をご覧ください。

始めに、江差町かもめ島交流拠点作り基金積み立てです。本件は、本日行政報告致しました、江差グリーンエナジー株式会社様からのご寄附の他、本年3月18日付で寄附申し出を受け、同月31日付で寄附採納決定を行った、札幌市在住の関村佳紀様からのご寄付について、寄付、寄付意向に基づきまして、新・道の駅整備を促進し、まちの活性化と魅力あるまちづくりを推進するため、寄附金の全額を同基金へ積み立てるものです。

寄附金の受領及び寄付採納決定が年度末であり、直ちに積み立て手続きを進める必要がありましたことから、3月31日付けで専決処分したものでございます。補正額は310万円です。

次に、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査です。令和7年度においては、昨年7月20日に参議院議員通常選挙、本年2月8日に衆議院議員総選挙の2つの国政選挙が執行されましたが、国における参議院総選挙の執行経費が予算額を大幅に超過している状況にあることから、参議院総選挙で購入した投票及び開票所の選挙機器に係る経費については、第51回衆議院総選挙の委託費予算で、各自治体へ措置されることになったものです。

具体的には、当町が参議院総選挙で購入した投票用紙自動交付機2台と開票集計システム1台に係る計264万円の購入費の9分の5となる146万6千円が衆議院総選挙費として追加交付されることになったものです。

道を通じた総務省からの連絡を3月定例会後の3月13日に受理したものであり、令和7年度内に、7年度内に選挙執行経費の精算手続きを進める必要がありましたこ

とから、3月31日付けで専決処分したものでございます。補正額は264万円です。

次に、地域活性化支援事業補助です。本件は、過日、某き、某企業より寄附、企業版ふるさと納税で頂きましたご寄附について、寄附意向に基づきまして、商工業経営基盤安定化対策事業を推進するため、当該寄附金10万円の全額を充当し、同額を一般財源との間で財源更正するものです。

寄附金の受領が年度末であり、直ちに積み立て手続きを進める必要がありましたことから、3月31日付けで専決処分したものでございます。

以上、3事業の補正額の合計は574万円となりました。財源内訳はご覧の通りです。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第24号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。
よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第5号、承認第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、令和8年4月1日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「税務課長」

税務課長。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。議案書は27ページから37ページ、臨時会資料につきましては、1ページから52ページの資料1となります。

本改正につきましては、令和8年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、4月1日付けで専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容についてご説明致します。

1点目は、町民税の関係です。

個人町民税の給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げ

られ、2年間の時限措置として、69万円を74万円に引き上げる措置が講じられました。また、1人親控除の30万円の控除額を33万円に引き上げられます。

えー2点目は、固定資産税の関係になります。

一定水準の固定資産を所有している場合、固定資産税は課税されますが、同一名義人が所有する土地、家屋、償却資産について、課税標準額の合計が、土地では30万、家屋では20万、償却資産では150万円未満であれば免税点未満となり課税されません。

今回の改正は、物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点について、家屋に関わる免税点を、現行20万を30万に、償却資産に関わる免税点を、現行150万円を180万円にそれぞれ引き上げ、令和9年度以後の固定資産税から適用されることになりました。

3点目は、軽自動車税の関係です。

自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって軽自動車税の環境性能割を廃止することとされたことから改正するものです。

えーなお、市町村の減収分につきましては、安定財源を確保するための具体的な方策を検討することとされており、それまでの間、国の責任で手当されることになっております。

4点目ですが、町税の減免規定の改正でございます。

町税の減免申請期限については、納期限7日前までに申請しなければなりませんでしたが、納期限までに延長することで、納税者の皆さんも余裕を持って申請することが出来るように改正致します。

最後に、施行日でございますが、この一部改正条例は、令和8年4月1日から施行することになりますが、一部条項で令和9年1月1日、令和9年4月1日、令和10年1月1日などと、施行日が異なる条項もございますので、議案資料の江差町税条例の一部改正の主な概要に、えー施行日を記載しておりますので、ご確認を頂きたいと思っております。

以上が、一部改正の主な内容となっておりますので、ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第6、承認第4号、令和8年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第4号、れ、令和8年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告、承認を求めるものでございます。

江差港、ぎょ、漁船、漁船等上架施設において、上架台レール部の、レール部の腐食等が顕著となり船舶のメンテナンスに支障が生じ、今後の漁期を控える中、えーと

う、該当部の早期改修整備を図る、お一必要性から、令和8年4月1日付をもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、承認第4号について補足説明させていただきます。議案書41ページの補正予算構成表及び臨時会資料53ページの資料2をご覧ください。

江差港漁船等上架施設整備工事です。本件につきましては、経年劣化や使用劣化により軌道のがたつきが著しくなっている北ふ頭船揚げ場について、漁船上下架の作業安全性を確保するため、同船揚げ場の別な軌道から状態の良いレールを当該老朽レールに移設する補強工事を実施するものです。

今後、スルメイカ漁、お一の準備等で上架隻数が増加することが見込まれ、早期に着工する必要性がありましたことから、4月1日付けで専決処分したものでございます。

なお、工事については、契約金額635万8千円で、4月7日に着工し、22日をもって既に完成しておりますことを補足致します。補正額は649万円、全額一般財源となっておりますが、事業費の2分の1については、今後、道の地域づくり総合交付金を交付申請する予定です。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認頂きますようお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第4号、令和8年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第4号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第7、議案第1号、令和8年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、令和8年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正につきましては、開陽丸記念館仮設電源工事等に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の、歳入歳出予算の総額に、それぞれ255万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億2,204万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い致します。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは議案第1号について補足説明させていただきます。議案書53ページの補正予算構成表をご覧ください。

始めに、開陽丸記念館仮設電源工事です。資料3も併せてご覧、ご覧下さい。

新・道の駅建設に関わって、現在、開陽丸管理棟の解体工事を進めているところ、開陽丸管理棟には、開陽丸記念館への送電設備が設置されておりましたが、管理棟の解体に伴って、記念館内部の換気機能が停止状態にあり、高温多湿による考古資料等展示物の劣化が懸念されます。

こうしたことから、記念館の除湿送風による適切な温、湿度管理を図るため、南ふ頭荷捌き地の電柱から記念館へ電源を引き込む仮設工事を実施するものです。補正額は88万7千円、全額一般財源です。

次に、陣屋町小平沢地区テレビ難視聴対策鋼管柱建替工事です。資料4をご覧ください。

同地区のテレビ難視聴対策設備として設置している木柱が、本年3月23日の強風によって根元から折れ、倒壊したことから、倒壊した木柱を鋼管柱に更新する設置工事を実施するものです。補正額は66万5千円、全額一般財源です。

なお倒れた木柱は、隣接する住宅家屋の屋根へ倒れかかり、屋根板金へ損傷を与えてしまいましたが、この関係につきましては、町の賠償保険によって原状回復の上、示談を進めているところです。

今後、示談が完了次第、直近議会にてご報告させていただきます、頂きますので、あらかじめご理解頂きますようよろしくお願いを致します。

最後に、江差町スポーツ少年団活動助成事業です。

本事業につきましては、本日、行政報告致しました、株式会社北辰運輸様からのご寄附によるもので、寄附意向に基づきまして、江差町スポーツ少年団本部を通じ、加入する8団体へ助成を行い、それぞれの団体運営や備品等整備に充てて頂きます。補正額は100万円です。

以上、3事業の補正額の合計は252万、失礼致しました。255万2千円となりました。財源内訳は記載の通りです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

「増永議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの2つ目。えーと総務費、住民運動対策費、テレビ難視聴対策の、えー建替工事。

あの一開陽丸記念館の仮設電源工事もそうでしたが、この間私、決算とか色んなところで、その老朽とか、経年劣化、劣化とか、色んな事案が建物、町の、えー所有物、色々出てきますけれども、これって、きちっと事前に、定期的な点検等、何事においてもそうですけれども、たまたま、人に、人身事故などが無かったから良いようなものの、何でもこういうことを繰り返すのか不思議でならないんですよ。

あの昨今、あの一民間でも工事現場で本当に、あの一悲惨な事故が、あの一全国で起きていて、しっかりと事前に対策とってれば、そういうことは起きないんだという事はもう当たり前の話だと思うんですよ。

で、改めて。改めて今回のことについて、どうしていたのか。ちょっと教えてください。

「総務課参事」

総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。それでは、えーと今の質問に答弁したいと思います。

まず、この工事なんですけど、令和6年度に、あの一陣屋町小平沢地区テレビ難視聴対策工事と言う事で、あの一令和6年の3月定例会で補正をさせて頂きました。

その後、工事におきましては、あの一既存の木柱と、使えないものをですね、それ

ぞれ点検をしながら進めていったところだったんですけども、まあその際にも使えない木柱については、鋼管柱に取り替えたところでございます。

ただ、この度ですね、あの一小野寺議員の質問にあった通り、何かこう、定期的な点検をと言うところだったんですが、あの一私達もその部分は、まあ車で通ると、度にだとかっていうところで、あの一具体的な点検をしなかったんですけども、あの改めてですね、こういった事案が発生したことについて、あの一この建替工事、補正予算上げる前にですね、事業者さんと、その後1本1本木柱を確認したところでございます。

あの、当時は何ともなくても、やはり風だとか、あの一自然の状況によって根本が、まあ老朽化してる部分もありましたので、今後も改めて点検をしながら、まあ対策を講じていければなど考えておりますので、ご理解を願いたいなと思っております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

そう言う事です。

副町長、これ総務の問題だけじゃないですよ。私の質問は、このことだけではないんですよ。どこでもありますね、どこでも。この最近、あの全部結果、古くなったので、壊れたので、倒れたので、結果修理、まあ事故が無かったからいいようなものの、やはり建物、公有物に関しては、きちっと定期的な点検、電柱がどうなってるんだらうだとかって、で、まあ防犯等もいろいろありますね。

それから、まあいいや、挙げればきりが無い。しっかりとその点について、町として、全般的に改めて江差町の体制、しっかりと見直す必要が私はあるんじゃないかなと思うんですよ。是非、その点について、えーご回答願いたいと思います。

「副町長」

副町長。

(議長)

副町長。

「副町長」

えーご質問ありがとうございます。

えーと、毎年あの予算要求で、予算編成する際にもですね、各課から維持補修費が相当な額が上がってきます。えー延べで10億を超えるようなですね、維持補修費が上がってきて、その中で、町としては優先順位を付しながら、これまでも維持管理に努めてきたというところですよ。

で、一方で、長寿命化計画、これも今ありますが、えー施設設備がまずもって、町としては、喫緊の課題ということで整理してきました。また、今言った木、んと木柱とか、そういった、えー人の動線の中にある設備などについては、えー残念ながらきちんとした点検を行っておりませんので、えーその辺はですね、あの一庁内で改めて、あの一検するように指示したいと思いますのでご理解願います。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えっと、私の方からですね、開陽丸記念館仮設電源工事についてご質問させていただきます。

えー資料3に書かれてる、ある通りですね、まあ、あー管理棟解体に伴う送電の遮断に伴う工事と言う事での今回の予算が出されてる訳ですが、これって単純に考えれば、解体工事計画があった段階で、こういう話ってのは無かったんですか。本来あるべきものではなかったんでしょうか。

今、先ほど小野寺さんの話じゃないけども、なってからやるって言うような、行き当たりばったりのような感じが受け止められます。

「打越議員」

あんたの質問も行き当たりばったりだ。

「増永議員」

議長。

(議長)

打越議員。今、増永議員質問してるので。

増永議員、進めて下さい。

「増永議員」

はい。

で、結果的にですね、今こういう形で出されたのは、何時分かったんですか。単純にですね、電源が無って事になれば、はっきり言って、1か月2か月の話じゃない

んですから、担当の人間がもっと詳しく調べて、えー資料を、議会にきちっと出せば、こんなの今やる話じゃないと思うんですけども、その辺のご答弁をお願いします。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

増永議員からのご質問にお答えしたいと思います。

えー今回の開陽丸記念館の仮設電源の工事でございますが、えー道の駅、いーの建設、うー、えー元の開陽丸管理棟の解体に伴いまして、開陽丸への電源については遮断をするという形になりました。で、えーそれに伴いまして、開陽丸に、開陽丸の、記念館の方には電源が行かないというふうになります。

で、えー当初、おー計画の段階では、開陽丸につきましては休館をするという事で想定をしておりましたので、電源の必要性につきましては、その時点では、あー必要ないというふうに考えておりましたが、あー今回、あー今般、あー中の展示物の状況だとか、色んな、あー状況を見ますと、やはり高温多湿の状況が発生するというところで、えー資料等の劣化、等々の懸念があるという部分になりました。えーそういったご意見、えー状況を見まして、えー改めて、えー今回仮設電源の工事と言う事で、えー予算要求を上げさせて頂いたというところでございます。

えーどの時点で把握していたのかという部分については、あーちょっとなん、明確にいつ時点ということは、あー押さえておりませんが、ただ、あの一色々電源を遮断するに当たっては、色んな懸念については検討はしてきたところでございますが、あー正確、この状況で、えーまあ仮設電源が必要だろうというふうに判断したのは、あー、えー一年明けてぐらいの状況かなというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー非常にですね、今の答弁聞いてると、あまりにも無責任ではないですか。

やはり電源を切ると言う事は、そこに電、電源を使ってるものが止まっちゃう。たら中どうなるかってことを、担当の人間として、その辺のところまで気を使うべきではなかったんでしょうか。

結果的に、今ここにこうなって予算要求。あまりにも、先ほどの小野寺さん言うように、あまりにも杜撰じゃないですか。もう少し真剣にですね、ちょっとお仕事して頂きたいと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。えーまああのー結果的にですね、こういった形で補正予算をお願いするという形になりましたので、えーそういった部分では、あー計画を進める中で、えー想定が甘かったのではないかというご指摘は、その通りかなというふうに思いますので、えー今後ですね、えー色んな、あーことを想定しながら、あー必要な部分については、検討して行くと言う事で、えー改めて、えーこれから進めて行く道の駅の事業におきましては、あー様々な可能性、えー様々な、あー部分については検討しながら丁寧に進めて行きたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、令和8年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、原案に賛成

の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第2号、委託契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、委託契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の委託契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的 : 令和8年度総合行政システム標準化対応業務

業務場所 : 檜山郡江差町字中歌町193番地1 江差町役場内

契約の方法 : 特命随意契約

契約の金額 : 1億450万円

契約の相手方 : 札幌市中央区北3条西2丁目10番地2

株式会社エイチ・アイ・ディ 代表取締役 前澤央 でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、委託契約の提携（正：締結）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 10 : 41

再開 10 : 41

(議長)

休憩を閉じ会議を再開致します。

(議長)

日程第9、議案第、第3号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的 : (仮称) 道の駅「かもめ島」建設工事

工事場所 : 檜山郡江差町字姥神町1番地10

契約の方法 : 随意契約

契約の金額 : 19億3,666万円

契約の相手方 : 田畑・亀田・高橋特定建設工事共同企業体

代表者 : 檜山郡江差町字伏木戸町634番地

株式会社田畑建設 代表取締役 田畑昌伸 でございます。

ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑をゆる、許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第3号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 10 : 43

再開 10 : 43

(議長)

休憩を閉じ会議を再開致します。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された事件については、全て議了致しました。

これで、会議を閉じます。

令和8第2回江差町議会臨時会を閉会致します。

閉会 10 : 43